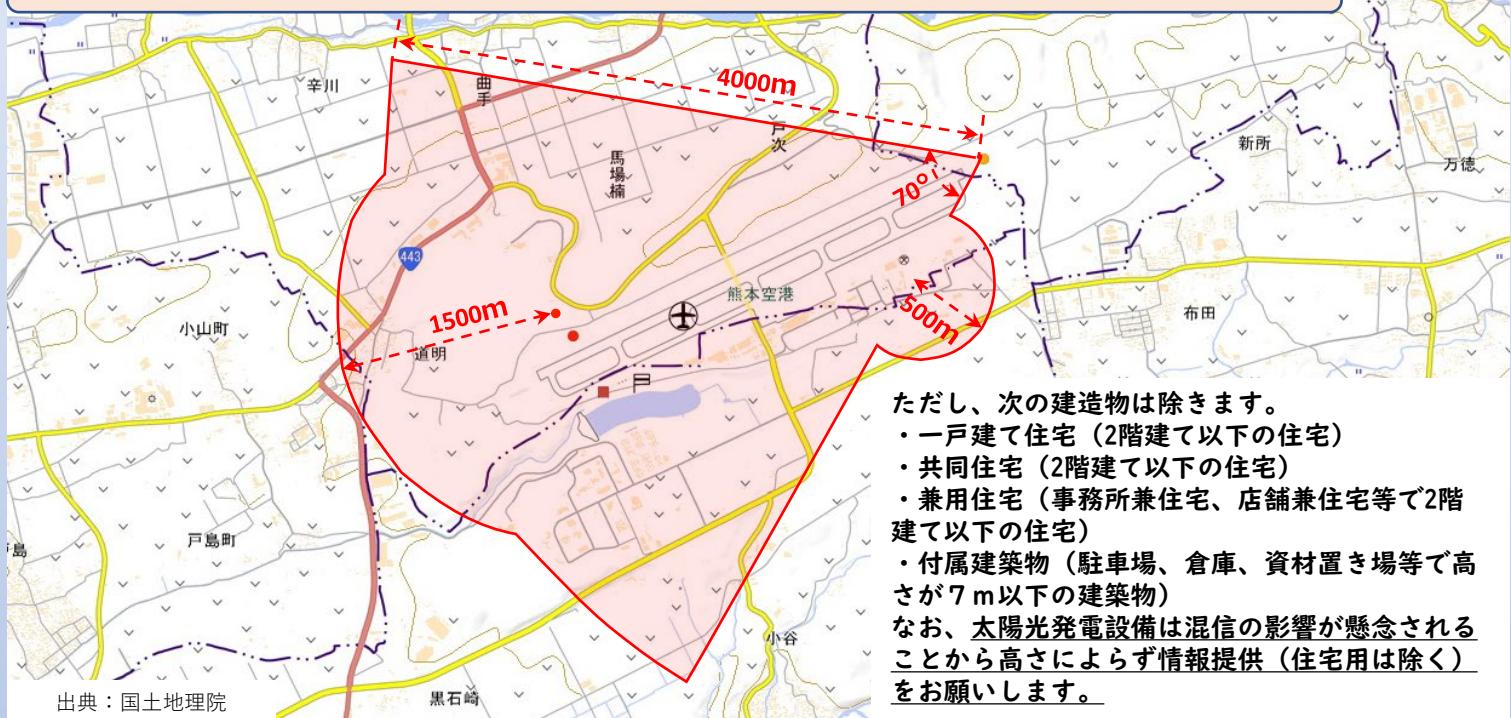


熊本空港周辺で建造物の建設設計画がある事業者の皆様へ

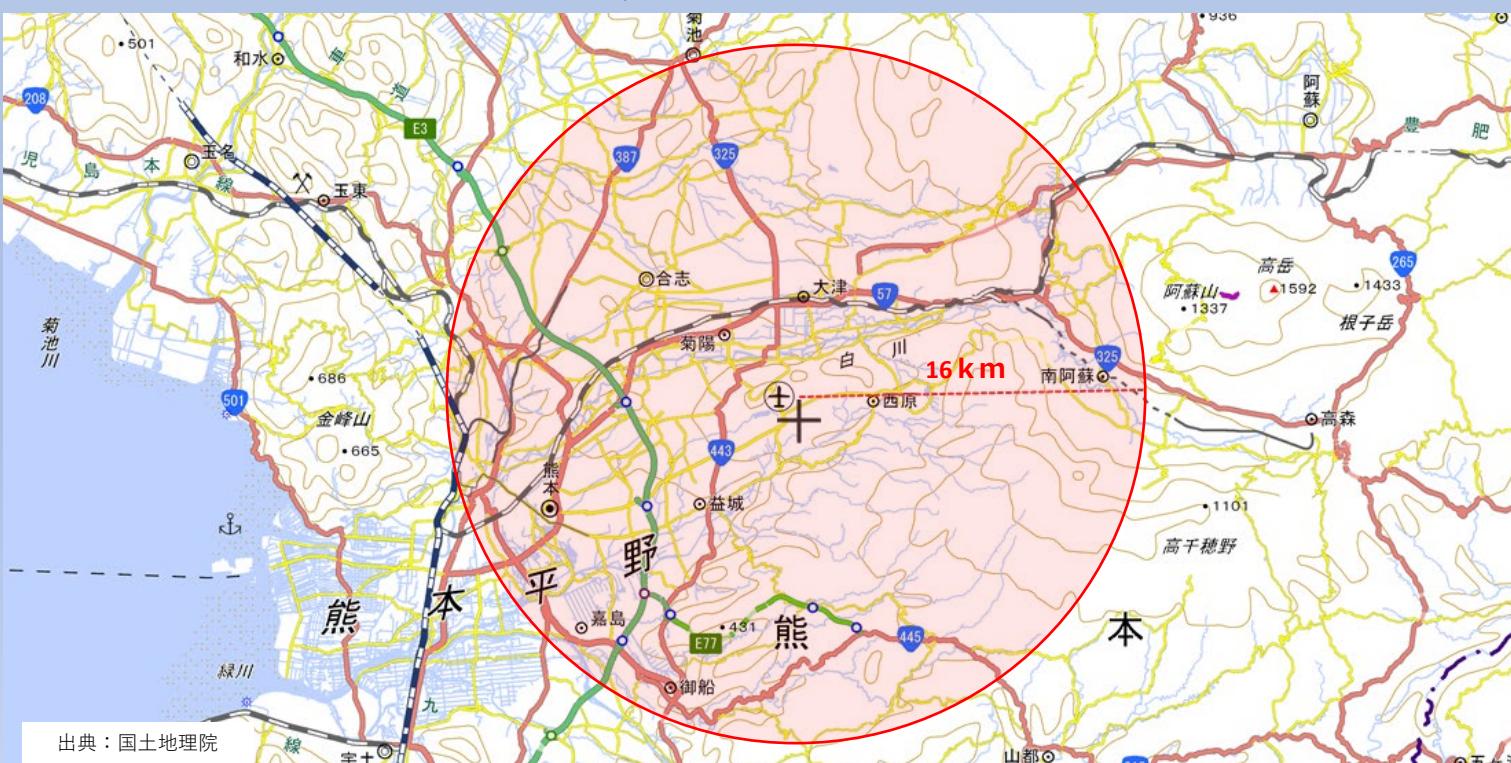
～無線施設への影響確認のため情報提供をお願いします～

航空機の航行を援助するため、空港内やその周辺には電波を使用した多くの無線施設があり、周辺の建造物の設置場所や大きさ及び高さによって、この無線施設（電波）に影響を与える可能性がありますので、設置前にその影響有無について確認していただくようご協力をお願いします。

以下の赤線囲み内で建設設計画がある場合、情報提供をお願いします。



風力発電設備のような比較的に大きく、かつ高さ225m（標高+建物高）以上の建造物の場合、空港から半径16kmまで赤線囲みが広がります。



情報提供に関するQ&A

設置前に

Q1 なぜ設置前に情報提供を行う必要があるのですか？

A 建造物によって空港内や空港周辺にある無線施設の電波が影響を受けた場合、航空機の運航に影響を与える可能性があるため、事前の確認が必要となります。

Q3 空港の無線施設とはどのような施設ですか？

A 熊本空港にはILS、VOR/DME、レーダー等が設置されています。

ILSは、着陸する航空機に進入コースを示す電波を発射している施設となり、その他の施設は国土交通省HPから「航空保安業務の概要」

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tkl_000028.html) をご確認下さい。

Q4 どのような情報を提供すればよいですか？

A 建造物の住所、緯度経度、高さ（標高+建物高）、面積、用途を確認させて頂きます。

提供後は

Q6 検討結果はどのようにして確認すればよいですか？

A 無線施設への影響有無を担当者から回答します。影響有りの場合は、その理由を説明の上、対策等について協議させていただきます。

設置後は

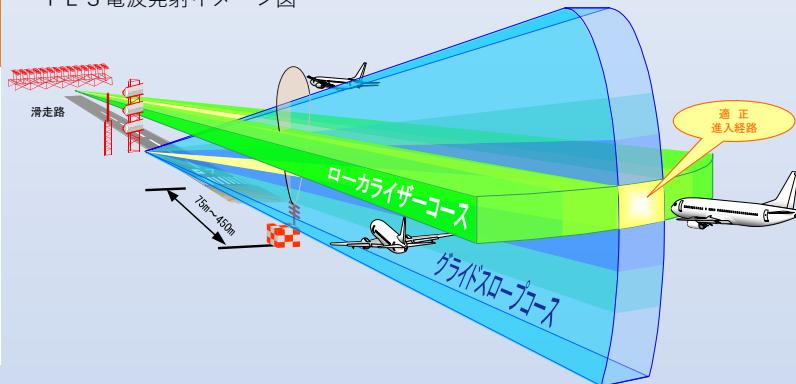
Q8 太陽光発電設備の設置後に影響があった場合はどうすればよいのですか？

A 太陽光発電設備の設置後、インバータの故障等によって雑音（妨害波）が生じ、無線施設に影響を与える恐れがあります。そのような場合は発信源の調査や妨害波軽減に向けた対応についてご協力をいただくこともあります。

Q2 誰がどのようにして確認するのですか？

A 熊本空港の航空管制技術官によって確認が行われます。建造物から無線施設までの距離などを踏まえ、電波解析（シミュレーション）等を行いながら確認します。

ILS電波発射イメージ図



Q5 標高はどのように確認すればよいですか？

A 国土地理院のHPをご確認下さい。
(<https://www.gsi.go.jp>)

Q7 影響有りの場合、どのような対応が必要になりますか？

A 例えば、設置場所を無線施設から遠ざかる方向の位置へ変更いただいたり、建造物の大きさや高さを変更していただくこと等が想定されます。いずれにしましても、設置すること自体を排除するものではなく、協議の上で航空機の運航に支障を及ぼさない場所へ設置いただくことを目的としております。



国土交通省

無線施設への影響確認について

<問い合わせ先：平日9時～17時>

〒861-2204

熊本県上益城郡益城町小谷

国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 航空管制技術官

メール cab-kumamoto232@gxb.mlit.go.jp

電話 096-232-2856